

医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（物価上昇支援）の対象施設

	サービス種別等	物価高騰		備 考	基 本 的 な 考 え 方
		対象	単 価		
医 療	有床診療所(医・歯)	○	13,000円/病床	※病床数が14床以上の場合。国立（国直営）は除く。	○保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請日時点までに診療報酬請求の実績がある施設 ※令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外。 ※給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。 ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、北海道知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。
		○	170,000円/施設	※病床数が13床以下の場合。国立（国直営）は除く。	
	無床診療所(医・歯)	○	170,000円/施設	※国立（国直営）は除く。	
	薬局（1店舗以上5店舗以下）	○	85,000円/施設	所属する同一グループ内の保険薬局数が1店舗以上5店舗以下の場合	
	薬局（6店舗以上19店舗以下）	○	75,000円/施設	所属する同一グループ内の保険薬局数が6店舗以上19店舗以下の場合	
	薬局（20店舗以上）	○	50,000円/施設	所属する同一グループ内の保険薬局数が20店舗以上の場合	